

食品の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えた畜産物等が流通しないよう、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定

|         | 暫定許容値(Bq/kg) |
|---------|--------------|
| 牛       | 100          |
| 豚       | 80           |
| 鶏       | 160          |
| （ 養殖魚 ） | 40           |

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生産された畜産物が基準値を超えることがないよう、給与される飼料について、放射性セシウムを指標として暫定許容値が設けられています。

また、養殖魚用の餌についても、畜産物の飼料と同様、暫定許容値が設けられています。

本資料への収録日：2015年12月1日

改訂日：2019年3月31日